

令和元年8月吉日

お客様 各位

一般財団法人群馬県建築構造技術センター

消費税法改正に伴う対応に関するお知らせ

日頃は当財団をご利用頂きまして、ありがとうございます。

既にご承知のとおり、令和元年10月1日の消費税法の改正により、消費税率が引き上げられます。

これに伴う当財団の対応については、下記のとおりとなりますので、ご理解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

下記業務については、令和元年9月30日までに、判定結果通知書・判定通知書の交付、または取下げ届の受理がされていない場合は、消費税率10%が適用されます。

なお、同年10月1日以降に審査終了予定の案件が、9月30日以前に審査終了した場合には消費税の差額分を返金いたします。

- ① 耐震診断及び耐震補強計画判定
- ② (任意)構造計算適合性判定

○改定後の判定手数料は【判定手数料について】の頁に掲載しました。